

番号	区分	質問	回答
1	① 交付対象事業所について	支援金の交付対象となるサービス種別について教えてほしい。	以下のサービス種別が交付対象となります。 【訪問系】 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・訪問型サービス A（当該サービスのみを提供している事業所） 【通所系等】 ・地域密着型通所介護 ・予防通所介護相当サービス（当該サービスのみを提供している事業所） ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 【施設系】 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護
2	業① 所交付対象事業所について	有料老人ホームは対象となるか。	介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）は交付対象となります。住宅型有料老人ホームは対象とはなりません。
3	業① 所交付対象事業所について	サービス付き高齢者向け住宅は対象となるか。	対象とはなりません。
4	業① 所交付対象事業所について	対象期間の途中で開設した事業所は対象となるか。	令和 8 年 6 月 1 日までに開設している場合は対象となります。 【例①】 令和 8 年 2 月 1 日に開設⇒2 月～6 月までの 5 か月分が対象 【例②】 令和 8 年 6 月 1 日に開設⇒6 月分（1 か月分）のみが対象
5	業① 所交付対象事業所について	対象期間の途中で事業所を事業譲渡した場合、対象となるか。	事業譲渡を受けた新法人が、指定を受けている期間が対象となります。事業譲渡を行った旧法人が指定を受けていた期間は、対象ではありません。 【例】 令和 8 年 3 月 1 日付事業譲渡（旧法人は 2 月 28 日付廃止、新法人は 3 月 1 日付指定）⇒新法人について 3 月～6 月までの 4 か月分が対象となります。
6	業① 所交付対象事業所について	申請日時点で、休止または廃止している事業所は対象となるか。	対象とはなりません。
7	業① 所交付対象事業所について	申請日時点で、休止または廃止を決定している事業所は対象となるか。	対象とはなりません。

番号	区分	質問	回答
8	業① 所交 に付 つ対 い象 て事	事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合の取扱い は。	事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1 事業所として取り扱います。介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の 両方の指定を受けている場合も、同様とします。
9	業① 所交 に付 つ対 い象 て事	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） や特定施設入居者生活介護に併設している 短期入所者生活介護の利用者のうち、介護 保険法第51条の3における特定入所者介護 サービス費の対象となる特定入所者を除い た者は対象となるか。	短期入所生活介護は交付対象となるサービス種別に含まれていないため、対象と はなりません。
10	② の他 の支 援事 業と	東京都が実施する介護サービス事業所物価 高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から 6月分まで）や特別養護老人ホーム等物価 高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から 6月分まで）をすでに申請しているが、八 王子市の支援金も申請することは可能か。	八王子市の支援金と東京都が実施する支援金では、対象となるサービス種別や対 象者の範囲が異なるため、東京都の支援金を申請している場合でも、八王子市の 支援金を申請することは可能です。 ただし、東京都の支援金の対象となる事業所と、八王子市の支援金の対象となる 「訪問系」及び「通所系等」の事業所を同一の場所で運営し、対象経費を一括で 支払っている場合は、対象経費の実支出額を事業所ごとに按分したうえで、八王 子市の支援金の対象となる事業所分のみを申請してください。
11	② の他 の支 援事 業と	八王子市（経済産業部産業振興課）が実施 している八王子市物価高騰対応事業者支 援金を申請しているが、八王子市介護サー ビス事業所等物価高騰対策支援金（令和8年 1月から6月分まで）も申請することは可 能か。	交付要綱第15条（他の補助金等との重複の禁止）に該当するため、八王子市介護 サービス事業所等物価高騰対策支援金（令和8年1月から6月分まで）について は申請できません。
12	② の他 の支 援事 業と	八王子市介護サービス事業所等物価高騰対 策支援金（令和7年10月分から12月分ま で）の交付を受けているが、八王子市介護 サービス事業所等物価高騰対策支援金（令 和8年1月から6月分まで）も申請するこ とは可能か。	対象期間が重複していないため、申請は可能です。
13	② の他 の支 援事 業と	この支援金の交付を受けたあとに、他の自 治体が実施する物価高騰対策支援金を申請 することは可能か。	あとから支援金を交付する自治体の判断によりますので、申請先の自治体へお問 い合わせください。
14	③ につ いて 燃 料 費	燃料費の対象は何か。	事業所が訪問・送迎サービスに使用した車両（バイクを含む）の燃料費（ガソリ ン代及び軽油代）です。 ※ 車両以外の燃料費（暖房用の灯油等）は対象ではありません。
15	③ につ いて 燃 料 費	原付バイクの燃料費も支援金の対象となる か。	訪問サービスの提供のために使用した原付バイクの燃料費であれば、支援金の対 象となります。

番号	区分	質問	回答
16	③ 燃料費	事業所の職員名義の自動車を送迎等に使用しているが、支援金の対象となるか。	職員又はその家族が所有する自動車を送迎等に使用し、その燃料費を事業所（法人）が負担している場合は、支援金の対象となります。 ※ 燃料費を事業所（法人）が負担していることを確認できる資料を、市から求めがあった場合に提出できるよう保管してください。
17	③ 燃料費	事業所（法人）で自動車のリース契約を行い、送迎等に使用しているが、支援金の対象となるか。	リース契約の自動車を送迎等に使用し、その燃料費を事業所（法人）が負担している場合は、支援金の対象となります。 ※ 燃料費を事業所（法人）が負担していることを確認できる資料を、市から求めがあった場合に提出できるよう保管してください。
18	③ 燃料費	送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	燃料費を事業所（法人）が負担している場合は、支援金の対象となります。 ※ 燃料費を事業所（法人）が負担していることを確認できる資料を、市から求めがあった場合に提出できるよう保管してください。
19	③ 燃料費に	通所介護と認知症対応型通所介護で送迎用の車両を共有して使用しているが、どのように申請したらよいか。	複数のサービスで車両を共有している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。 今回の質問のケースでは、八王子市の支援金の対象サービスである「認知症対応型通所介護」に係る経費（燃料費）のみが申請対象となります。按分後の認知症対応型通所介護分の燃料費について申請してください。
20	③ 燃料費	夜間対応型訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護で訪問用の車両を共有して使用しているが、どのように申請したらよいか。	複数のサービスで車両を共有している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。
21	④ 燃料費（光熱費）	電気自動車（EV）を送迎等に使用しているが、支援金の対象となるか。	電気自動車（EV）の電気代を事業所（法人）が負担している場合は、支援金の対象となります。ただし、対象経費の区分は燃料費ではなく「光熱費」となります。 ※ 電気代を事業所（法人）が負担していることを確認できる資料を、市から求めがあった場合に提出できるよう保管してください。
22	⑤ 光熱費	光熱費の対象は何か。	事業所が対象期間に支払った電気代及びガス代です。 ※ 水道代は含みません。
23	⑤ 光熱費に	通所介護と認知症対応型通所介護を同一の場所で運営し、光熱費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。 今回の質問のケースでは、八王子市の支援金の対象サービスである「認知症対応型通所介護」に係る経費（光熱費）のみが申請対象となります。按分後の認知症対応型通所介護分の光熱費について申請してください。
24	⑤ 光熱費	地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護を同一の場所で運営し、光熱費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。
25	⑤ 光熱費について	小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護を同一の場所で運営し、光熱費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。 【今回の質問のケースについて】 ・小規模多機能型居宅介護 ⇒按分後の「小規模多機能型居宅介護」に係る経費（光熱費）を申請してください。 ・認知症対応型共同生活介護 ⇒対象者1人あたりの金額が決まっています（月額5,923円）。対象期間の各月1日における対象者数の合計×5,923円を申請してください。

番号	区分	質問	回答
26	⑥ 食材費について	食材費の対象は何か。	利用者に介護保険サービス提供時間内に提供した食事・おやつ ^① の食材費（お茶代含む）です。調理員の人件費は含みません。なお、利用者の希望により個別（自費）に提供した食事・おやつ等の費用は含みません。
27	⑥ 食材費について	食事の提供を委託している場合は対象になるか。	委託の場合も対象になります。対象経費の実支出額には、委託料のうち食材費相当額を記載してください。
28	⑥ 食材費について	通所介護と認知症対応型通所介護を同一の場所で運営し、食材費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。 今回の質問のケースでは、八王子市の支援金の対象サービスである「認知症対応型通所介護」に係る経費（食材費）のみが申請対象となります。按分後の認知症対応型通所介護分の食材費について申請してください。
29	⑥ 食材費について	地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護を同一の場所で運営し、食材費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。
30	⑥ 食材費について	小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護を同一の場所で運営し、食材費を一括で支払っている場合は、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分したうえで申請してください。 【今回の質問のケースについて】 ・小規模多機能型居宅介護 ⇒按分後の「小規模多機能型居宅介護」に係る経費（食材費）を申請してください。 ・認知症対応型共同生活介護 ⇒対象者1人あたりの金額が決まっています（月額5,923円）。対象期間の各月1日における対象者数の合計×5,923円を申請してください。
31	⑦ 対象経費について	各月の対象経費の実支出額は、費用が発生した月と支払った月のどちらの金額か。	支払った月の金額です。 ※ 1月分の電気料金を2月に支払った場合は、2月の実支出額になります。
32	⑦ 対象経費について	対象経費の実支出額の按分方法について、決まりはあるか。	事業所の実情（利用者数、延床面積比等）に応じて按分してください。 なお、複数サービスの経費の按分については平成13年3月28日付老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に参考例が示されています。 https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=12618&ct=020020010
33	⑧ 定員・対象者について	通所系等サービスの「定員」とは何か。	・地域密着型通所介護、予防通所介護相当サービス（当該サービスのみを提供している事業所）及び認知症対応型通所介護 ⇒運営規程で定められた利用定員（1日あたりの同時受け入れ上限人数）です。 ・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護 ⇒登録定員です。
34	⑧ 定員・対象者について	施設系サービスの「対象者」とは何か。	・介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院 ⇒入所者のうち、介護保険法第51条の3における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除いた者です。 ・地域密着型介護老人福祉施設 ⇒入所者です。 ・認知症対応型共同生活介護 ⇒入居者です。 ・特定施設入居者生活介護 ⇒要支援1以上の認定を受けている入居者です。

番号	区分	質問	回答
35	⑧ 者 に 定 員 ・ 対 象 に つ い て	「定員」及び「対象者」は、いつの時点の人数をいうのか。	対象期間（令和８年１月１日から令和８年６月30日まで）の各月１日における人数としています。
36	⑧ 者 に 定 員 ・ 対 象 に つ い て	利用者が１日付で施設に入所（入居）した場合、対象となるか。	対象となります。
37	⑧ 者 に 定 員 ・ 対 象 に つ い て	利用者が１日付で施設を退所（退居）または死亡した場合、対象となるか。	対象とはなりません。
38	⑨ 方 支 援 に 金 つ 額 い の て 算 定	訪問系サービスの支援金額はどのように算定するのか。	①事業所において、対象期間中に支払った対象経費（燃料費、光熱費）の実支出額を算出します。⇒【Ａ】 ②基準額を算出します。基準額は１事業所当たり月額14,750円です。対象期間中（６か月間）に継続して事業所を運営していた場合は、14,750円×６か月＝88,500円となります。⇒【Ｂ】 ③【Ａ】と【Ｂ】を比較して、いずれか少ない方の金額が支援金額となります。
39	⑨ 方 支 援 に 金 つ 額 い の て 算 定	通所系等サービスの支援金額はどのように算定するのか。	①事業所において、対象期間中に支払った対象経費（燃料費、食材費、光熱費）の実支出額を算出します。⇒【Ａ】 ②基準額を算出します。基準額は定員（対象期間の各月１日における人数）１人当たり月額1,607円です。各月１日における定員がすべて20人の場合は、1,607円×20人×６か月＝192,840円となります。⇒【Ｂ】 ③【Ａ】と【Ｂ】を比較して、いずれか少ない方の金額が支援金額となります。
40	⑨ 方 支 援 に 金 つ 額 い の て 算 定	施設系サービスの支援金額はどのように算定するのか。	①対象期間の各月１日における対象者の人数を合計します。 １月～３月が100人、４月が95人、５月が98人、６月が96人の場合 ⇒100＋100＋100＋95＋98＋96＝589人 ②対象者一人当たりの基準額は月額5,923円です。 支援金額は、5,923円×589人＝3,488,647円となります。
41	⑩ 申 請 手 続 き に つ い て	申請から支払いまでの流れは。	申請から支払いまでの流れは下記のとおりです。 ①（事業者→市）申請書類を提出【郵送または持参】 ②（市）申請書類の審査 ③（市→事業者）支援金交付決定通知書の送付 ④（市）支援金の支出処理 ⑤（市→事業者）支援金を指定口座へ振り込み 詳細については、「申請の手引き」をご確認ください。
42	⑩ き に 申 請 手 続 に つ い て	対象となる事業所が複数あるが、事業所ごとに申請することは可能か。	事業所ごとに分割しての申請はできません。事業者（法人）で全事業所分をまとめて申請してください。

番号	区分	質問	回答
43	き⑩ に申請 ついで 続	実支出額を証明する書類（領収書等）の提出は必要か。	申請時の提出は不要ですが、実績を証明する資料（領収書等）を5年間保存し、市から求めがあった場合に提出できるようにしてください。
44	き⑩ に申請 ついで 続	1法人で複数の事業所分を申請する場合、振込先を分けることはできるか。	複数の口座に分けることはできません。事業者（法人）単位で1つの口座を指定してください。
45	き⑩ に申請 ついで 続	事業所名義の口座を、振込先口座として使用できるか。	原則、申請者である事業者（法人）と同一名義の口座を使用してください。ただし、法人の支店口座や経理部門の口座等、口座名義人が申請者の法人格と一致している場合は使用可能です。 詳細については、申請の手引きの「5. 申請書類の作成について」の「(1) 第1号様式（交付申請書兼口座振替依頼書）」をご確認ください。